

## 議案第7号

# 鳥取県手数料徴収条例及び鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

次のとおり鳥取県手数料徴収条例及び鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和元年11月28日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県手数料徴収条例及び鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

（鳥取県手数料徴収条例の一部改正）

第1条 鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(26) 略</p> <p><u>(27)</u> 略</p> <p><u>(28)</u> 略</p> <p><u>(29)</u> 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第4条第1項の規定に基づく毒物又は劇物の製造業等の登録 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p>	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(26) 略</p> <p><u>(26の2)</u> 略</p> <p><u>(27)</u> 略</p> <p><u>(28)</u> 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第4条第1項（<u>毒物及び劇物取締法施行令（昭和30年政令第261号）第36条の7第1項の規定により処理する場合を含む。</u>）の規定に基づく毒物又は劇物の製造業等の登録 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p>

ア・イ 略

(30) 毒物及び劇物取締法第4条第3項の規定に基づく毒物又は劇物の製造業等の登録の更新に関する事務 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 製造業又は輸入業の登録の更新 1件につき10,200円

イ 略

ア・イ 略

(29) 毒物及び劇物取締法第4条第2項（同法第9条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録等の申請の経由事務 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 登録の申請 1件につき20,700円

イ 登録の変更の申請 1件につき3,200円

(30) 毒物及び劇物取締法第4条第4項（毒物及び劇物取締法施行令第36条の7第1項の規定により処理する場合を含む。）の規定に基づく毒物又は劇物の製造業等の登録の更新に関する事務 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 毒物及び劇物取締法施行令第36条の7第1項の規定により処理することとされている製造業又は輸入業の登録の更新 1件につき10,200円

イ 略

(31) 略

(32) 毒物及び劇物取締法第9条第1項の規定に基づく毒物及び劇物の製造業又は輸入業の登録の変更 1件につき5,200円

(33) 毒物及び劇物取締法施行令(昭和30年政令第261号)第35条第1項の規定に基づく毒物又は劇物の製造業等の登録票の書換え交付 1件につき2,400円

(34) 毒物及び劇物取締法施行令第36条第1項の規定に基づく毒物又は劇物の製造業等の登録票の再交付 1件につき4,000円

(35)～(300の3) 略

(301) 建築士法(昭和25年法律第202号)第5条第1項の規定

ウ 製造業又は輸入業の登録の更新(アに掲げるものを除く。)の申請の経由事務 1件につき6,800円

(31) 略

(32) 毒物及び劇物取締法施行令第36条の7第1項の規定により処理することとされている毒物及び劇物取締法第9条第1項の規定に基づく毒物及び劇物の製造業又は輸入業の登録の変更 1件につき5,200円

(33) 毒物及び劇物取締法施行令第35条第1項の規定に基づく毒物又は劇物の販売業の登録票の書換え交付 1件につき2,400円

(34) 毒物及び劇物取締法施行令第36条の規定に基づく毒物又は劇物の販売業の登録票の再交付 1件につき4,000円

(35)～(300の3) 略

(301) 建築士法(昭和25年法律第202号)第5条第1項の規定

に基づく2級建築士又は木造建築士の登録 1件につき24,400  
 円  
 (301の2) 略  
 (302) 建築士法第13条の規定に基づく2級建築士試験及び木造  
 建築士試験の実施 1件につき18,500円  
 (303)～(328) 略  
 2 略

に基づく2級建築士又は木造建築士の登録 1件につき19,300  
 円  
 (301の2) 略  
 (302) 建築士法第13条の規定に基づく2級建築士試験及び木造  
 建築士試験の実施 1件につき17,900円  
 (303)～(328) 略  
 2 略

(鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例(昭和42年鳥取県条例第24号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表第2(第17条関係) 1 略	別表第2(第17条関係) 1 略

2 建物その他の施設

区分		単位	金額
航空機への乗降に係る 施設	出発時	1時間につき	9,440 円
	到着時		10,740 円
略			

備考 略

2 建物その他の施設

区分		単位	金額
航空機への乗降に係る 施設	出発時	1時間につき	7,480 円
	到着時		8,780 円
略			

備考 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条の規定 公布の日

(2) 第1条中鳥取県手数料徴収条例第2条第1項第301号及び第302号の改正規定 令和2年3月1日

(経過措置)

2 前項第2号に掲げる規定の施行の前日に2級建築士試験又は木造建築士試験に合格した者が、建築士法第5条第1項の規定に基づく2級建築士又は木造建築士の登録を受けようとする場合については、同号に掲げる規定による改正後の鳥取県手数料徴収条例の規定にかかわらず、1件につき19,300円を徴収する。